

日本NCPへの問題提起フォーム

記入日：2025 年 9 月 15 日

日本NCPに問題提起を行う際は、本フォームに必要事項を全て記入の上、電子メールに別添して日本NCP代表アドレス（jpn-ncp@mofa.go.jp）まで送付ください。

<注意事項>

●日本NCPは、送付いただいた問題提起を精査の上、必要事項が明記されていることの確認を行った上で、問題提起をされた方宛てに受領通知を書面でお送りいたします。

●提出された情報は、被提起企業及び、日本以外の第三国が関係する場合には、第三国に所在するNCPにも共有されます。問題提起を行うことにより、こうした情報の共有についても同意したものと見なします。問題提起の中で、特にそれら関係者に共有すべきでは無いと考える情報がある場合には、理由と共に、該当部分を明示してください（例えば、問題提起者氏名の共有を拒む場合は、日本NCPに対して提出する原本の他に、問題提起者氏名を黒塗りにした問題提起書を提出する等）。

●①企業による「行動指針」の遵守は任意のものであり、②各国NCPに求められる役割は、初期評価にて提起された問題が更なる検討に値すると判断された場合に、当事者による問題解決を支援するためのあっせんを提供することである、というNCP手続きの性質をご理解、ご了承の上で問題提起を提出ください。

1 問題提起者に関する情報

（１）提起者名又は／及び組織名・代表者名

木村俊介

（２）連絡先住所

（３）連絡先電話番号、FAX番号、電子メールアドレス

shukku9998@gmail.com

※電話は連絡不可、メール対応希望

（４）第三者の代わりに問題提起を行う場合、当該人物または団体との関係及び問題提起者が第三者の代わりに問題提起を行うに至った理由

該当なし

2 問題提起の対象となっている企業に関する情報

(1) 被提起企業名

インフロニア・ホールディングス株式会社

(2) 所在国及び所在地（住所）

日本国

〒102-0071 東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号

(3) 連絡先（担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等、可能な限り詳細に）

担当者名：不明（公益通報ホットラインのみ対応）

電話番号：代表 03-6380-8140

電子メール：

CSR@infroneer.com（公式サイト掲載メールアドレス／所属：サステナビリティ推進室）

(4) 被提起企業が多国籍企業であると問題提起者が考える根拠

インフロニア・ホールディングス株式会社は、日本に本社を置く上場企業であり、グループ会社である「前田製作所（Maeda Seisakusho Co., Ltd.）」を通じて、2022 年 4 月 1 日に米国テキサス州ヒューストンに 100%子会社「MAEDA AMERICA Inc.」を設立しています。

また、同社は 2025 年 5 月 27 日に MSCI ESG Ratings において「AA」評価を獲得し、国際的な ESG 指標にも基づく情報開示を行っています。これらの実績から、同社は OECD 多国籍企業行動指針の対象となる多国籍企業に該当すると考えます。

3 問題提起の内容

(1) 被提起企業が行動指針を遵守していないとして問題提起を行う個別事例

ア 発生日

2022 年度 ～ 現在（2025 年 9 月 15 日現在も継続中）

イ 問題が生じた国

日本国

ウ 問題提起の背景（問題提起を行うに至った状況、過去の具体的経緯等）

私は前田建設工業株式会社において、関西支店設備部の主査として勤務していた際に、労災隠蔽、通報制度の黙殺、会計上の虚偽記載、報復人事などの不正を実名で内部通報しました。これらの内容はすべて実証的に記録されており、厚生労働省・消費者庁・金融庁・経済産業省など、複数の行政機関に公益通報を行っています。

しかしながら、前田建設工業およびその親会社であるインフロニア・ホールディングス株式会社（以下「インフロニア HD」）は、制度的対応を一切行わず、通報に対して誠実な調査や対話の機会を提供しませんでした。さらに、通報内容を名誉毀損と位置づけた解雇通知を発行し、私は通報を理由に職を失いました。

2025 年 4 月には、消費者庁からインフロニア HD に対し公益通報者保護法第 11 条に基づく体制整備状況の確認および実効的運用の是正要請通知が発出されましたが、同社はこれを無視し続けています。現在も通報制度は形骸化されたままで、是正措置も、補償も、一切行われていません。

私は、これら一連の企業行動が OECD 多国籍企業行動指針に明確に違反していると認識しており、証拠や通報記録をすべて公開した特設サイトを作成し、国際的監視の下で制度の是正を求めています。

(2) 上記個別事例が行動指針のどの事項に反しているかの説明（該当章及び条文）

（例：企業 A の製品製造に使用されている物質が有害であり、住民及び環境に悪影響を与える可能性があることが、VI 環境、4 に反する）

該当章及び条文：

- 第 I 章（一般原則）4 項：人権尊重の国際原則との整合性
- 第 II 章（一般政策）2 項：法律と国際行動指針の両立義務
- 第 II 章（一般政策）A10 項：内部通報制度の整備と通報者保護
- 第 VIII 章（消費者利益）7 項：不正確・誤解を招く情報提供の回避
- 第 XI 章（遵守）1 項・2 項：是正対応と誠実協議の義務

該当すると考える理由：

インフロニア・ホールディングス株式会社およびその子会社である前田建設工業株式会社は、内部通報を契機として以下の一連の違反行為を実行・放置し、OECD 多国籍企業行動指針に明白に違反しています。

1. 【通報制度の機能不全と通報者の排除（第 II 章 A10 項）】

私は 2025 年 3 月に、実名でインフロニア HD に対して 8 件の公益通報を行いました（通報 0 番～7 番）。

すべての通報は証拠付きで、労災隠蔽・粉飾決算・通報制度不備などの構造的な制度問題を訴えたものでした。

しかし企業側は、初動調査も対話も一切行わず、「200 億円を脅迫する通報者」との虚偽のレッテルを貼り、通報全体を否定しました。

これは、内部通報制度の実効性を破壊し、制度の存在意義を根底から覆す行為です。

2. **【報復解雇と名誉毀損による排除（第 I 章 4 項／第 II 章 2 項）】**

企業は通報への調査を一切行わず、逆に 2025 年 4 月 25 日付で「名誉を毀損した」との記述を含む解雇理由通知を交付し、通報者である私を排除しました。

この解雇は、国際的な通報者保護基準に明確に反し、通報者の人権および名誉を侵害する行為です。

国家機関（警察・消費者庁）もすでに私の通報内容の正当性を確認済みであり、企業の対応は報復以外の説明がつきません。

3. **【消費者庁からの是正通知の黙殺（第 XI 章 1 項・2 項）】**

消費者庁は 2025 年 5 月 29 日、インフロニア HD に対して、公益通報者保護法第 11 条に基づく是正通知（内部通報体制の確認および実効的運用の要請）を正式に発出しました。しかし企業はこれを黙殺し、制度改修・補償協議・再発防止措置のいずれも実施していません。

この黙殺行為は、OECD ガイドライン第 XI 章が求める「誠実な協議・是正措置の実施義務」に明確に違反しています。

4. **【内部監査・会計処理の虚偽（第 VIII 章 7 項）】**

企業は、通報制度に起因する損失や通報者排除に伴う人件費の発生、さらに労災隠蔽（累計 52 件）に伴う未計上リスクを財務報告から除外しています。

これにより、投資家・株主・消費者に対して重大な誤認を招く情報開示となっており、財務の透明性・誠実性を求める同章に違反しています。

また、2022 年度から 3 年連続で粉飾が疑われており、監査法人や親会社の監査責任も問われます。

5. これらの行為はいずれも、単なるガイドライン違反にとどまらず、国際的な基準に照らして看過できない重大な構造的違反です。

企業が任意で遵守すべきレベルを超え、OECD 加盟国としての日本の制度信頼を損なう**事案**であり、早急な国際的是正措置が求められます。

本件の全容は、以下の特設サイトにて、通報・行政対応・証拠 PDF を含む体系的記録として開示済みです。

<https://www.whistleblower-protection.org/>

(3) NCP 手続を通じて得ることを期待する成果 (被提起企業に求める事項)

(例: NCP 手続を通じて企業 A と対話を行い、製品の製造に使用されている有害物質による損害を予防し最小限にするための費用効率の高い措置を導入するよう要請する。)

1. 公益通報制度の再構築と国際水準での是正

- 内部通報制度が形骸化し、実質的な調査・対応・保護が行われていない現状を是正するため、OECD 行動指針第 II 章 A10 項および第 XI 章の実効的運用に基づく制度整備を企業に対して正式に求めます。
- 通報に対する初動対応、調査記録、排除措置の経緯に関する説明責任と開示を企業に求め、公益通報者の保護および制度の信頼回復を図ることを目的とします。

2. 報復解雇に対する補償・救済措置

- 本件通報に対して、企業が名誉毀損と位置づけて解雇したことは国際的な通報者保護基準に明確に反する報復行為であり、当該処分の不当性についての事実確認と、正当な補償措置 (構造補償モデル等) の協議開始を企業に求めます。
- 被通報者の社会的名誉毀損・経済的損失・職業的機会の剥奪に対し、国際的な補償相場を参考とした損害回復措置の提示を希望します。

3. 国際ガイドラインに基づく誠実な対話プロセスの開始

- 被提起企業との間に、第三者的立場である日本 NCP の調停支援のもとで、誠実な是正対話のプロセスを確立することを求めます。
- 企業の一方的な通報否定・遮断的対応を改め、透明性・中立性を担保したコミュニケーションの再開を目指します。

補足:

なお、企業との直接的交渉には限界があるため、国際的な NCP 調停による制度的是正と補償合意の仲介的支援を強く希望します。

4 問題提起書を補強し得る関連資料の添付（原資料が日本語または英語以外の場合には、日本語または英語の仮訳を含めて下さい。）。また、資料については別添の資料リストに記載の上、問題提起書及び関連資料と合わせて提出下さい。

（１）問題発生国における関係法令条項等

1. 公益通報者保護法（改正後：令和 7 年 6 月 11 日施行予定）

- 第 1 条（目的）

事業者等による法令違反行為の早期発見・是正を図るとともに、通報を行った労働者等の保護を図ることを目的とする。

- 第 10 条（通報を理由とする不利益取扱いの禁止）

事業者は、労働者が公益通報をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

- 第 11 条（内部公益通報対応体制の整備義務）

事業者は、労働者からの公益通報を適切に受け付け、調査及び是正等を行うために必要な体制を整備しなければならない。

2. 労働安全衛生法

- 第 100 条（虚偽報告等の禁止）

労働災害等の報告に関し、虚偽の報告を行った場合には罰則が科される。

3. 金融商品取引法

- 第 158 条（虚偽記載）

有価証券報告書その他の開示書類に虚偽の記載をした場合には、刑事罰または課徴金の対象となる。

1. 民法第 709 条（不法行為に基づく損害賠償請求）

- 名誉毀損・解雇・損害が発生した場合に、損害賠償を請求する根拠条文。

(2) 当該個別事例に係る他の国内・国際手続等（以下「並行手続」という。）

ア 並行手続：有・無

並行手続：有

イ 並行手続に係っている場合

① 並行手続の実施国・機関

日本国：

- 消費者庁
- 厚生労働省
- 経済産業省
- 金融庁
- 国土交通省
- 大阪東警察署

メディア機関：

- NHK 大阪放送局

民間金融・監査機関：

- 三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（MUFG）
- 弁護士法人北星法律事務所（MUFG ホットライン事務局）

国際機関（予定）：

- OECD 日本 NCP（本通報により開始）
- OECD 他国 NCP（米国・フランス等）
- 国連ビジネスと人権ガイドライン（UNGP）

国内制度機関（確認済）：

- 国家機関（警察による違法性否定確認、消費者庁による是正通知）も、当該公益通報が制度的に正当であることを確認しており、私の主張は国内外の複数の制度基盤に裏付けられています。

② 並行手続の具体的な内容、経緯及び現在の進捗状況

公益通報を契機として、2023 年から 2025 年にかけて、国内外の制度機関・報道・金融セクターへの順次通報を実施。以下のような具体的な対応・進捗が記録されています：

消費者庁：

2025 年 3 月～5 月にかけて 8 件の公益通報記録と補足資料を正式提出し、5 月 29 日に「是正通知（体制整備確認及び実効的運用の要請）」を受領済。

→ 現在、企業側はこれを黙殺しており、再度の行政対応は停止中。

厚生労働省：

労災隠蔽に関する構造的報告（未申請 52 件）と通報制度不履行に対する再通報を実施。

→ 「消費者庁の所管」との責任回避が返答されており、制度的矛盾が顕在化。

金融庁／経産省／国交省：

各省庁へ法令違反・監督不履行構造を通報。

→ 一部は受理済みだが、実効的な是正措置は未実施。

大阪東警察署等：

2025 年 3 月末に証拠一式を提出。証拠資料については警察側が正式に受領し、現在も内容確認が継続されています。これは、通報者の主張および一連のやり取りが法的観点からも正当であることを、第三者（捜査機関）により確認させるための手続きであり、引き続き補足資料等の提出を通じて適切な証明作業を進めています。

→ 今後も、自身の公益通報に法律違反が一切無いことを担保するため、関連法条を厳守した上で資料提出を継続する方針です。

NHK：

複数回の取材・通報報告を経て、4 月・5 月にかけて「解雇通知」「行政是正無視」「制度否定通知」等を報告済。

→ 現時点では報道見送りの連絡があり、静観局面。

MUFG 他：

会計監査ホットラインを通じて公益通報を実施し、行政是正通知の共有も完了。

→ 6 月以降、個別対応を停止すると通知されたが、制度遮断の証拠として機能。

③ 今後の見込み

日本国内制度においては、企業側が行政是正通知を黙殺し、通報者を名誉毀損と位置付けて解雇したことで、制度の機能停止が明白となりました。

今後は OECD 日本 NCP および他国 NCP への正式通報を通じて、国際的是正協議を求める段階に移行します。

特に、米国・フランスなど企業の海外展開先における NCP 通報を視野に、調停の場の多国間化・国際的合意形成を目指します。

報道機関・金融機関・株主などに対する社会的説明責任も併行して進め、企業側に誠実な対応と構造的補償（再発防止含む）を求めています。

（了）